

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

(1) COP10 においては、「保護地域」が重要な議題の一つとなっており、特に海域保護区は多くの関心を集めるものと予想される。(CBD においても海の 10%をプロテクションエリアとすることを目指している。)

こうしたことから議長国としても海洋保護について報告する必要があり、早急に海域公園地区の指定を推進することとともに、保護管理の充実について道筋を付ける必要がある。

(2) 他方、我が国の海域は、干潟、藻場、サンゴ礁等の様々な生態系が見られ、生物多様性の保全上重要な役割を担っている。これらの海域の一部は海域公園等として指定されているが、例えば、藻場の指定面積は全藻場の 0.2%に満たないなど、国立公園等の保護区の充実を図ることが必要とされている。

また、近年、オニヒトデの大発生によるサンゴの食害や藻場における磯焼けなどの被害が各地で発生しており、迅速な対策の実施と海域の保全管理の強化が課題となっている。

平成 21 年 6 月には自然公園法が改正され、干潟や藻場等を含む海域全体の保全を目的とする海域公園地区制度や生態系維持回復事業制度が創設されたことから、これらの制度を活用し、国立・国定公園における海域公園地区の指定と保全管理の強化を図っていく。

< 事業内容 >

(1) 国立・国定公園の適正海域管理推進事業（拡大）

オニヒトデ等の食害生物の駆除を民間ダイビング団体や漁業者と協力して実施する等、海域生態系のモニタリングを実施しつつ、地域住民・団体の参画を得て、海域公園地区の管理充実に必要な対策を実施する。

(2) 国立公園海域公園地区指定調査（新規）

平成 24 年度の生物多様性条約締約国会議(CBD/COP11)までに国立公園内の海域公園地区の面積を倍増させることを目標として、現地調査等により魚類や海鳥類などの生物相や水環境に関して把握し、新規指定を進める。

(3) 国定公園等海域公園地区候補地全国調査（新規）

国定公園等における海域公園地区の指定を促進するため、既存資料を活用して新規指定候補地を抽出し、抽出地ごとに基礎資料の収集分析、指定可能性の検討を行う。

2. 事業計画

事業内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26
(1) 国立・国定公園の適正海域管理推進事業	●●●●●					
(2) 国立公園海域公園地区指定調査						
(3) 国定公園等海域公園地区指定候補地全国調査						

3. 施策の効果

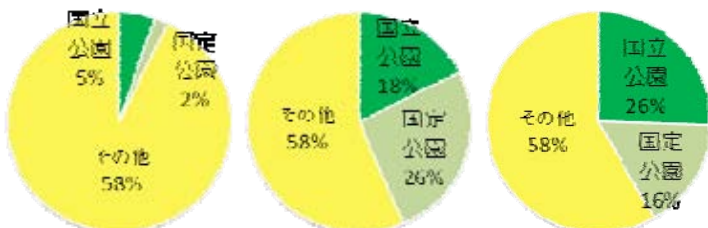
海域における保全管理を強化し、国立・国定公園の海域公園地区の指定を推進することにより、海域のすぐれた自然景観の保全と適正な利用を図り、海域における生物の多様性の確保に寄与する。

海域の国立・国定公園保全管理強化事業費

干潟、藻場、サンゴ礁の 国立・国定公園としての指定は不十分

～藻場、サンゴ礁は全体の約4割、
干潟は全体の約1割が指定されているのみ～

(干潟) (藻場) (サンゴ礁)



国立公園等の干潟、藻場、サンゴ礁の指定状況

オニヒトデの大発生によるサンゴの食害、 磯焼けなどによる被害が各地で発生

～オニヒトデの食害による被害は、
沖縄のほか、四国、紀伊半島等でも発生～



自然公園法の改正 (平成21年6月)

- 海域公園地区制度の創設
海中だけではなく、干潟等を含む海域全体を保全
- 生態系維持回復事業制度の創設
従来の規制的手法とは別に、食害生物の駆除など
生態系の維持回復を図るための管理事業を導入

1. 国立・国定公園における海域公園地区の新規指定

海域の生物多様性保全上重要な海域について、国立公園等の海域公園地区として新規指定

平成24年度までに国立公園における海域公園地区の面積を倍増 (現在は2,359ha)



2. 海域公園地区の適正な海域管理の推進

海域公園地区を対象として、海域生態系の
モニタリングを実施しつつ、オニヒトデ等
の食害生物の駆除などを実施

モニタリング (監視) と駆除の一体的な
実施による適正な海域管理の実現
地域住民や団体の参画を得る

